



●トピックス (1~2)

●トラブル事例(3)

●お知らせ(4)



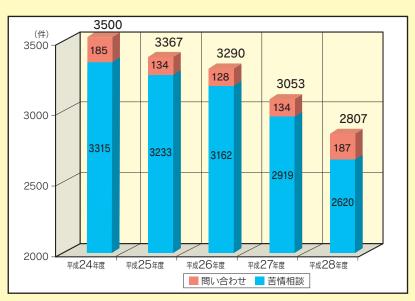
### 平成28年度長崎県消費生活センター苦情・相談の概要

- 相談受付件数は2.807件、前年度に比べ8.1%減少
- ・「デジタルコンテンツ」がはじめて全ての年代で相談件数1位に
- ・商品では12年連続して「健康食品」が、役務では9年連続して「デジタルコン テンツ」が相談件数1位
- ・60歳代以上の相談件数が、4年連続して全体の4割を超える

## 受付件数の推移

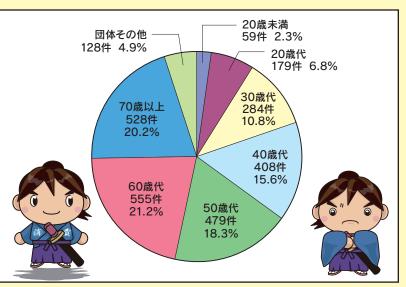
平成28年度に県消費 生活センターが受け付け た相談件数は2,807件 (苦情・相談2,620件、 問い合せ187件)で、前 年度に比べ246件、8.1 %の減でした。





## 年代別相談件数

相談件数を年代別に見ると「40歳代」と「50歳代」が増加し、他の年代は減少しています。年代が高くなるほど相談件数は多くなり、60歳代の相談件数が最多となっています。60歳代以上の相談は4年連続して全体の4割以上を占めています。



### 年代別上位の商品・役務(サービス)

全体で見ると、「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインタ ネットを通じて得られる情報) 関連が、初めて全ての年代で1位を占めました。 上位4位までが役務(サービス)に係る相談となっています。

年代	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
20歳未満	デジタル コンテンツ	31	テレビ放送 サービス	5	健康食品	4	化粧品	3	不動産貸借	2
20 歳 代	デジタル コンテンツ	31	フリーローン サラ金	20	不動産貸借	13	モバイル データ通信	12	エステティック	9
30 歳代	デジタル コンテンツ	68	不動産貸借	27	フリーローン サラ金	21	健康食品	10	インターネット 接続回線 四輪自動車	8
40 歳 代	デジタル コンテンツ	108	フリーローン サラ金	32	健康食品	19	不動産貸借	17	インターネット 接続回線	13
50 歳代	デジタル コンテンツ	120	インターネット 接続回線	29	フリーローン サラ金	29	不動産貸借	14	工事·建築	14
60 歳代	デジタル コンテンツ	127	インターネット 接続回線	28	フリーローン サラ金	25	工事·建築	15	健康食品	14
70 歳以上	デジタル コンテンツ	37	健康食品	32	インターネット 接続回線	26	フリーローン サラ金	25	不動産貸借	16
全体	デジタル コンテンツ	528	フリーローン サラ金	157	インターネット 接続回線	114	不動産貸借	103	健康食品	98

### 被害救済額



#### (県消費生活センターで被害を 救済できた金額)

平成28年度の相談のうち、クーリング・ オフや特定商取引法・消費者契約法等を活 用した助言や斡旋により455件について、 1億1,099万円を救済することができました。

### 県内市町における 苦情相談

市町の消費生活センターへの相談件数は、 8,342件で、前年度に比べ3.7%、319 件の減少となっています。県と市町を合わ せた相談件数は11,149件でした。

詳しくは、ながさき消費生活館「平成28年度相談統計」をご覧ください。 http://www.nagasaki-shouhi.jp/













## 架空の訴訟の八ガキにご注意



「総合消費料金に関する訴訟最終告知」と いうハガキが民事訴訟管理センターという ところから届いた。ある会社から訴状が提 出され、連絡しなければ原告の主張どおり、 給料や財産の差押えなど強制執行されると 書いてある。

ハガキに記載してある相談窓口に電話すると、「公 共放送や定期購入の化粧品代の不払いはないか」「弁 護士を紹介する」などと言われ、恐くなって電話を切っ たが不安だ。 (70歳代男性)



今年度に入って架空の訴訟のハガキに関 する相談が増えています。ハガキには事例 のような連絡内容とともに「法務省管轄支 局民事訴訟管理センター」の名称などが記 載されていますが、記載された住所にこの

ような機関は存在しません。裁判所の機関と思わせ

て信用させ、「訴訟」といって不安にさせて、ハガキを受け取った人 に連絡させる。連絡してきたら脅してお金を騙し取ろうとする手口 です。

身に覚えのない請求等があったら相手に連絡してはいけません。 裁判所が訴訟の連絡をする際は「特別送達」という封書で、確実 に対象者が受け取ったことが確認できるかたちで送付されます。

ハガキだけでなく、インターネットのメールによる架空の契約の 請求もますます増加していますので、ご注意ください。

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されてい た契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行によ る民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知 致します。管理番号(き)255裁判取り下げ最終期 日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡 なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官 立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物 の差し押さえを強制的に履行させていただきますので 裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただ くようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受 け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。 尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の 為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し

※取り下げ最終期日 平成29年7月20日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター 東京都千代田区霞が関3丁目1番7号 取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-●●● 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

#### 【架空請求のハガキ】





銀行やカード会社、サラ金に500万円の借金している。 この2年ほど収入が減ったため生活費の補填や冠婚葬祭など も続いて金額が大きくなった。現在の収入では返済できない。 どうすればいいか。

(40代、男性)





ローンやクレジットなど借金の支払いが困難になった場合

に最も注意しなければいけないのは、自分だけで何とかしようとして状況を悪化させ ることです。返済のために借金を繰り返す、クレジット枠の現金化やクレジットで購 入した金券を換金するなど不正な行為に走る、「ヤミ金」に手を出して自宅や職場に ひっきりなしに取り立ての電話がかかる、中には精神的に追い詰められて自殺にまで 至るケースもあります。

借金問題は必ず解決することができます。借金問題で困ったら、弁護士などの専門家や法テ ラスなどの専門機関、消費生活センター (短縮電話番号「188」) などの公的機関に相談しましょ う。代表的な債務整理の方法には「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」がありますが、 どの手続きが適しているかはケースごとに違いますので、弁護士などとよく相談してください。



# 講演会の お知らせだよ!!

健康食品は食べ物ですが、その広告には一部誇大な表現などもあり、つい試してみたくなるものです。しかし、本当に効果があるのか、時にはアレルギー症状や過剰摂取による健康被害も報告されています。

健康食品について、正しく理解していただくために講演会を開催します。

日時 平成29年11月11日(土) 13:30~15:45

場所 長崎県建設総合会館8階(長崎市魚の町3-33) 長崎市公会堂前電停から徒歩3分

1. 活動報告 「食の大切さに取り組んで」

生活協同組合ララコープ生活協同組合グリーンコープ



NPO法人消費者被害防止ネットながさき

3. 講演「信じていいの? その健康食品」

独立行政法人 国立健康·栄養研究所 情報センター 健康食品情報研究室 **千葉 剛**氏

#### 【参加費】無料

【申込方法等】 電話又は FAX で11月2日(木)までに、下記までお申込ください。 【問合せ・申込先】 長崎県消費生活センター(担当:嶋口、渡辺)

電話:095-823-2781 FAX:095-823-1477

【主 催】NPO法人消費者被害防止ネットながさき、消費生活相談員の会・長崎

【共 催】長崎県【後 援】長崎市

この情報は県消費生活センターの ホームページでもご覧いただけます。

http://www.nagasaki-shouhi.jp/





計量器に関するお問い合わせは

#### 長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町 3-3 TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

#### 編集/発行

### 長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課) 〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階 TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

